

2024.10.25  
運営委員会  
事務局

### NPO・LSA が会員へ支払う謝金について

1. NPO・LSA（以下、LSA）では、NPO 事業、その他事業共に、事業活動へ参画した会員へ「127 謝金等給付規程」に定められた範囲内で、謝金をお支払いします。
2. 各委員長等責任者は、謝金が発生する業務を遂行する際には、活動参画者へ下記 3. 4. 5 を周知し、各参画者の謝金受け取り可否を確認の上、事務局への謝金支払い指示の際に報告してください。
3. 謝金のお受け取りは、団体会員、個人会員共に、会員企業・非会員企業に係わらず所属企業等の就業規程等に抵触しないか等、各自の責任に於いてご判断ください。  
(LSA から所属先へ確認することはありません)
4. 謝金は報酬ですので、謝金額より所得税を源泉徴収し、LSA が納税いたします。
  - ・LSA からの報酬支払金額の合計額が年間（1 月から 12 月）5 万円を超える場合は、マイナンバーをご提出いただきます
  - ・上記の者は、支払調書（個人のご住所とマイナンバーを記載したもの）を LSA より税務署へ提出いたします
  - ・1 か所から給与の支払を受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円を超える人は、確定申告が必要となります  
(LSA 以外からの所得も含む)
5. 交通費、経費等の実費精算による支払いは、謝金にはあたりません。

以上